



大阪労働局発表
令和2年4月27日

【照会先】
大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課
電話 (06) 6941-4630

「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」がサービスを拡充

— 新型コロナウイルス関連の労働相談にも対応します —

大阪労働局（局長 井上 真）では、中小企業・小規模事業者等における働き方改革推進を支援するため、平成30年4月に「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」を開設し、今年度で3年目を迎えることとなりました。

平成30年7月に公布された「働き方改革関連法」の法改正事項は、平成31年4月1日から順次施行されていますが、中小企業・小規模事業者等においても働き方改革に積極的に取り組んでいただくことで、職場がより働きやすく、より魅力あるものとなり、人材の確保や定着、ひいては大阪経済の一層の成長につながるものと考えています。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、これまで以上に中小企業・小規模事業者等に対する支援策を強化するとともに、新型コロナウイルス関連の労働問題や助成金制度など各種支援策に関する相談にも対応することといたしました。

《 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 》

1 所在地等

- ・大阪市北区天満二丁目1番30号 大阪社会保険労務士会館5階
- ・利用時間 平日 午前9時から午後5時まで(水曜日は午後6時まで)
- ・電話(フリーダイヤル) 0120-068-116
- ・メールアドレス hatarakikata@sr-osaka.jp

2 支援内容

- ・窓口・電話・電子メール・FAXによる相談
- ・事業所訪問による相談

3 受託事業者

- ・大阪府社会保険労務士会

【 近畿各府県の働き方改革推進支援センター 】

- ・滋賀働き方改革推進支援センター
大津市打出浜2-1 コラボしが21・5階（電話 0120-100-227）
- ・京都働き方改革推進支援センター
京都市中京区亀屋町167-1 ディピュイ亀屋ビル3階（電話 0120-417-072）
- ・兵庫働き方改革推進支援センター
神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館9階（電話 0120-791-149）
- ・奈良働き方改革推進支援センター
奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館2階（電話 0120-414-811）
- ・和歌山働き方改革推進支援センター
和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階（電話 0120-731-715）

新型コロナウイルス関連の労働相談にも応じます!

中小企業

小規模事業者の

皆さまへ

働き方改革

「お悩み」にお応えします!

すべて
無料



?
残業の上限規制
ってなに?

?
同一労働同一賃金
ってどういうもの?

?
最低賃金
引き上げに
どう対応
すれば?

?
人手不足を
解消したい...

労働問題の専門家

社会保険労務士 が対応いたします。

安心して、お気軽にご相談ください。

人材確保・定着につながる魅力ある職場づくりをお手伝いします!



支援内容

来館相談・電話相談

専門家が当センターの相談ブースにてお待ちしております。
予約制はとっておりませんのでご遠慮なくお越しください。
また、お電話でもご相談いただけます。
お気軽に下記のフリーダイヤルにおかけください。

専門家派遣

事業者や人事・労務担当者からの申込により専門家が直接事業所にお伺いし、働き方改革関連法への対応や人材確保のための労務改善などのご相談をお受けし、課題解決のための改善提案を行います。(希望制)

●訪問回数:原則3回(最大5回程度) ●セミナーや相談会も実施しています。

メール相談

いつでも下記メールアドレスまでご相談ください。
専門家が回答いたします。

詳細はWEBで!

簡単にアクセス▶

<http://sr-hatarakikata.jp/>



相談窓口

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

場所

大阪府社会保険労務士会館 5階 | 地下鉄谷町線「天満橋駅」
〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 | ②番出口から徒歩5分

連絡先

フリーダイヤル **0120-068-116**
メールアドレス hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時

平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)

